

第12次神奈川県鳥獣保護管理事業計画新旧対照表（平成30年10月24日変更）

新	旧
<p>第1 計画の期間 （略）</p> <p>第2 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項</p> <p>1 鳥獣保護区の指定 （略）</p> <p>2 特別保護地区の指定 （略）</p> <p>3 狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定 <u>鳥獣保護区の区域内及び周辺地域において、イノシシの生息数増加による農作物及び生態系への被害が顕著な場合は、被害の軽減を図ることを目的として、狩猟による捕獲の推進を図るため、鳥獣保護区を一時的に縮小又は解除し、イノシシのみを捕獲できる「狩猟鳥獣捕獲禁止区域（イノシシを除く）」への移行を必要に応じて検討する。</u> <u>なお、当該区域はイノシシの第二種特定鳥獣管理計画の目標を達成するために指定するものとし、指定期間は、当該計画の終期までとする。</u> <u>また、指定期間が満了する区域については、被害の状況を検証した上で、再指定又は鳥獣保護区に戻すことを検討するものとする。</u></p> <p>4 休猟区の指定 （略）</p> <p>5 鳥獣保護区の整備等 （略）</p> <p>第3 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項 （略）</p> <p>第4 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項</p> <p>1 捕獲等許可基準の設定に当たっての共通事項 （1）～（3） （略）</p> <p>（4）保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方 生息数が少ない等保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可は特に慎重に取り扱う。</p>	<p>第1 計画の期間 （略）</p> <p>第2 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項</p> <p>1 鳥獣保護区の指定 （略）</p> <p>2 特別保護地区の指定 （略）</p> <p>3 休猟区の指定 （略）</p> <p>4 鳥獣保護区の整備等 （略）</p> <p>第3 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項 （略）</p> <p>第4 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項</p> <p>1 捕獲等許可基準の設定に当たっての共通事項 （1）～（3） （略）</p> <p>（4）保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方 生息数が少ない等保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可は特に慎重に取り扱う。</p>

新	旧
<p><u>絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)の国内希少野生動植物種から解除されたオオタカについては、原則、鳥獣の管理を目的とする捕獲を認めない。ただし、被害防除対策を講じても被害が顕著であり、被害を与える個体が特定されている場合には、捕獲を認めることとする。なお、捕獲後、その個体を飼養する場合には、一般流通による密猟の助長を防止する観点から、当面の間、公的機関による飼養を前提とする場合に限り、捕獲を認めることとする。</u></p> <p>2 目的別の捕獲許可の基準</p> <p>2-1 鳥獣の管理を目的とする場合</p> <p>(1) 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的</p> <p>鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする捕獲(以下「有害鳥獣捕獲」という。)の許可基準においては、被害が現に生じている場合だけでなく、そのおそれがある場合(以下「予察」という。)についても許可する。</p> <p>ア 許可対象者・従事者</p> <p>(ア) 許可対象者</p> <p>原則として、被害等を受けた者又は被害等を受けた者から依頼された者。なお、法人以外で、次のa又はbに該当するものは、それぞれの要件を満たすものとする。</p> <p>また、被害等の発生状況に応じて共同又は単独による有害鳥獣捕獲の方法が適切に選択され、実施者の数がそれに必要な人数となるよう指導する。</p> <p>a 法定猟法のうち銃器を使用する場合</p> <p>(a) 第1種銃猟免許(空気銃(圧縮ガスを使用するものを含む。)を使用する場合は第1種銃猟又は第2種銃猟免許)を所持している者</p> <p>(b) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則(以下「規則」という。)第67条第2項第1号に規定する損害保険契約の被保険者又は規則の一部を改正する省</p>	<p>2 目的別の捕獲許可の基準</p> <p>2-1 鳥獣の管理を目的とする場合</p> <p>(1) 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的</p> <p>鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする捕獲(以下「有害鳥獣捕獲」という。)の許可基準においては、被害が現に生じている場合だけでなく、そのおそれがある場合(以下「予察」という。)についても許可する。</p> <p>ア 許可対象者・従事者</p> <p>(ア) 許可対象者</p> <p>原則として、被害等を受けた者又は被害等を受けた者から依頼された者。なお、法人以外で、次のa又はbに該当するものは、それぞれの要件を満たすものとする。</p> <p>また、被害等の発生状況に応じて共同又は単独による有害鳥獣捕獲の方法が適切に選択され、実施者の数がそれに必要な人数となるよう指導する。</p> <p>a 法定猟法のうち銃器を使用する場合</p> <p>(a) 第1種銃猟免許(空気銃(圧縮ガスを使用するものを含む。)を使用する場合は第1種銃猟又は第2種銃猟免許)を所持している者</p> <p>(b) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則(以下「規則」という。)第67条第2項第1号に規定する損害保険契約の被保険者又は規則の一部を改正する省</p>

新	旧
<p>令（平成 23 年環境省令第 10 号）附則第 2 条第 1 項に規定する共済事業の被共済者</p> <p>(c) 許可の申請日の属する年度又はその前年度において、銃器による狩猟者登録を受け出猟の実績を有する者又は有害鳥獣捕獲若しくは第二種特定鳥獣管理計画に基づく銃器による捕獲に従事した実績を有する者</p> <p>(d) 捕獲等実施者には被害等の発生区域の地理及び鳥獣の生息状況を把握している者が含まれていること。</p> <p>b 法定猟法（法第 12 条第 1 項第 3 号により環境大臣が禁止する猟法を除く。）のうち銃器以外のものを使用する場合 網猟免許若しくはわな猟免許を所持する者。ただし、ツキノワグマ、ニホンジカ、イノシシ以外の鳥獣をはこわな若しくはそれに類する器具及びつき網を使用して捕獲する場合は、狩猟免許の所持を要しない。</p> <p>なお、農林業被害防止の目的で農林業者が自らの事業地内において、囲いわなを用いてイノシシ、ニホンジカを捕獲する場合、周辺住民への安全性が確保されていると認められれば、免許を所持しない者についても捕獲を許可できることとする。</p> <p>(イ) 従事者 法人の実施する有害鳥獣捕獲の従事者は、次の要件を満たす者とする。</p> <p>a 法定猟法のうち銃器を使用する場合</p> <p>(a) 第 1 種銃猟免許（空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。）を使用する場合は第 1 種銃猟又は第 2 種銃猟免許）を所持している者</p> <p>(b) 規則第 67 条第 2 項第 1 号に規定する損害保険契約の被保険者又は規則の一部を改正する省令（平成 23 年環境省令第 10 号）附則第 2 条第 1 項に規定する共済事業の被共済者</p> <p>(c) 捕獲等実施者には被害等の発生区域の地理及び鳥獣の生息状況を把握している者が含まれていること。</p> <p>b 法定猟法（法第 12 条第 1 項第 3 号により環境大臣が禁止す</p>	<p>令（平成 23 年環境省令第 10 号）附則第 2 条第 1 項に規定する共済事業の被共済者</p> <p>(c) 許可の申請日の属する年度又はその前年度において、銃器による狩猟者登録を受け出猟の実績を有する者又は有害鳥獣捕獲若しくは第二種特定鳥獣管理計画に基づく銃器による捕獲に従事した実績を有する者</p> <p>(d) 捕獲等実施者には被害等の発生区域の地理及び鳥獣の生息状況を把握している者が含まれていること。</p> <p>b 法定猟法（法第 12 条第 1 項第 3 号により環境大臣が禁止する猟法を除く。）のうち銃器以外のものを使用する場合 網猟免許若しくはわな猟免許を所持する者。ただし、ツキノワグマ、ニホンジカ、イノシシ以外の鳥獣をはこわな若しくはそれに類する器具及びつき網を使用して捕獲する場合は、狩猟免許の所持を要しない。</p> <p>なお、農林業被害防止の目的で農林業者が自らの事業地内において、囲いわなを用いてイノシシ、ニホンジカを捕獲する場合、周辺住民への安全性が確保されていると認められれば、免許を所持しない者についても捕獲を許可できることとする。</p> <p>(イ) 従事者 法人の実施する有害鳥獣捕獲の従事者は、次の要件を満たす者とする。</p> <p>a 法定猟法のうち銃器を使用する場合</p> <p>(a) 第 1 種銃猟免許（空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。）を使用する場合は第 1 種銃猟又は第 2 種銃猟免許）を所持している者</p> <p>(b) 規則第 67 条第 2 項第 1 号に規定する損害保険契約の被保険者又は規則の一部を改正する省令（平成 23 年環境省令第 10 号）附則第 2 条第 1 項に規定する共済事業の被共済者</p> <p>(c) 捕獲等実施者には被害等の発生区域の地理及び鳥獣の生息状況を把握している者が含まれていること。</p> <p>b 法定猟法（法第 12 条第 1 項第 3 号により環境大臣が禁止す</p>

新	旧
<p>る猟法を除く。)のうち銃器以外のものを使用する場合 網猟免許若しくはわな猟免許を所持する者。ただし、(a)、<u>(b)又は(c)</u>の要件に該当する場合は、その限りではない。</p> <p>(a) ツキノワグマ、ニホンジカ、イノシシ以外の鳥獣をはこわな若しくはそれに類する器具及びつき網を使用して捕獲する場合は、狩猟免許の所持を要しない。</p> <p>(b) 次の条件 a' ~d' を全て満たしてツキノワグマ、ニホンジカ、イノシシの有害鳥獣捕獲を行う場合には、狩猟免許を受けていない者も従事者とすることができる。</p> <p>a' 従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれること。</p> <p>b' 当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保されていると認められること。</p> <p>c' 当該免許を所持していない者が当該免許を所持している者の監督下で捕獲を行うこと。</p> <p>d' 当該法人が地域の関係者と十分な調整を図っていると認められること。</p> <p><u>(c) 森林管理署長等が、昭和 38 年 12 月 4 日付 38 林野造第 2047 号林野庁長官通達に基づき、農林水産業や生態系への被害の防止のために、国有林野関係職員を捕獲従事者として選任し、許可権者と協議を行い安全管理に十分留意した上で、国有林野及び官行造林地において、わなによるニホンジカ、イノシシの捕獲を行う場合。</u></p> <p>イ～オ (略)</p> <p>カ その他 (ア) 第二種特定鳥獣管理計画との関係 第二種特定鳥獣管理計画が作成されている鳥獣の<u>うちニホンジカ及びニホンザル</u>についての管理の目的での捕獲は、原則とし</p>	<p>る猟法を除く。)のうち銃器以外のものを使用する場合 網猟免許若しくはわな猟免許を所持する者。ただし、(a) <u>又は(b)</u>の要件に該当する場合は、その限りではない。</p> <p>(a) ツキノワグマ、ニホンジカ、イノシシ以外の鳥獣をはこわな若しくはそれに類する器具及びつき網を使用して捕獲する場合は、狩猟免許の所持を要しない。</p> <p>(b) 次の条件 a' ~d' を全て満たしてツキノワグマ、ニホンジカ、イノシシの有害鳥獣捕獲を行う場合には、狩猟免許を受けていない者も従事者とすることができる。</p> <p>a' 従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれること。</p> <p>b' 当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保されていると認められること。</p> <p>c' 当該免許を所持していない者が当該免許を所持している者の監督下で捕獲を行うこと。</p> <p>d' 当該法人が地域の関係者と十分な調整を図っていると認められること。</p> <p>イ～オ (略)</p> <p>カ その他 (ア) 第二種特定鳥獣管理計画との関係 第二種特定鳥獣管理計画が作成されている鳥獣についての管理の目的での捕獲は、原則とし</p>

新	旧
<p>て「第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整」としての捕獲とする。ただし、ニホンジカによる被害を受けている者（被害を受けた者から依頼された者も含む。）がわなを用いて捕獲する場合、又は緊急時等のやむを得ない場合のみ有害鳥獣捕獲許可の対象とすることができる。</p> <p>(イ)～(オ) (略)</p> <p>(2) 第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の数の調整の目的 <u>第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の数の調整を目的とする捕獲の許可基準については、次のとおりとする。ただし、イノシシについては、「(1) 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的」に記載のとおりとする。</u></p> <p>ア～オ (略)</p> <p>2-2 学術研究を目的とする場合 (略)</p> <p>2-3 鳥獣の保護を目的とする場合 (略)</p> <p>2-4 その他特別の事由の場合 (略)</p> <p>3 その他、鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項</p> <p>3-1 捕獲許可した者への指導 (略)</p> <p>3-2 許可権限の市町村長への移譲 鳥獣捕獲等許可申請に対し、より迅速な処理を図るため、狩猟鳥獣48種のうち神奈川県レッドデータ生物調査報告書（平成18年7月発行）で絶滅危惧Ⅰ類又はⅡ類、準絶滅危惧、希少種、注目種、減少種、絶滅のおそれのある地域個体群に分類された種（参考資料4参照）、河川の流域において一体的に捕獲が行われているカワウ、第二種特定鳥獣管理計画を作成している鳥獣のうちニホンジカ、ニホンザル及び神奈川県での生息が確認されていない種を除く</p>	<p>て「第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整」としての捕獲とする。ただし、ニホンジカによる被害を受けている者（被害を受けた者から依頼された者も含む。）がわなを用いて捕獲する場合、又は緊急時等のやむを得ない場合のみ有害鳥獣捕獲許可の対象とすることができる。</p> <p>(イ)～(オ) (略)</p> <p>(2) 第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の数の調整の目的</p> <p>ア～オ (略)</p> <p>2-2 学術研究を目的とする場合 (略)</p> <p>2-3 鳥獣の保護を目的とする場合 (略)</p> <p>2-4 その他特別の事由の場合 (略)</p> <p>3 その他、鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項</p> <p>3-1 捕獲許可した者への指導 (略)</p> <p>3-2 許可権限の市町村長への移譲 鳥獣捕獲等許可申請に対し、より迅速な処理を図るため、狩猟鳥獣48種のうち神奈川県レッドデータ生物調査報告書（平成18年7月発行）で絶滅危惧Ⅰ類又はⅡ類、準絶滅危惧、希少種、注目種、減少種、絶滅のおそれのある地域個体群に分類された種（参考資料4参照）、河川の流域において一体的に捕獲が行われているカワウ、第二種特定鳥獣管理計画を作成している鳥獣及び神奈川県での生息が確認されていない種を除く</p>

新	旧
<p>36種<u>並びに</u>ドバト、ウソ、オナガについては鳥獣捕獲等許可権限を市町村長に移譲する。市町村長は捕獲許可等に当たっては、法、規則及び本計画に従って適切に事務を遂行しなければならない。また、第二種特定鳥獣管理計画を作成している鳥獣の<u>うちニホンジカ及びニホンザル</u>については、原則として計画期間中は移譲しない。</p> <p>また、特定外来生物について、地域の生息状況に応じた捕獲を進めるため、生息が見られる市町村からの要望がある場合は、鳥獣の捕獲等許可の権限を移譲することとする。</p> <p>3-3 鳥類の飼養登録 (略)</p> <p>3-4 販売禁止鳥獣等 (1) 許可の考え方 販売禁止鳥獣等の販売許可に当たっては、<u>以下のア及びイのいずれにも該当する場合に許可する。</u></p> <p>ア 販売の目的が<u>法第24条第1項又は規則第23条</u>に規定する目的に適合すること。</p> <p>イ 捕獲した<u>個体若しくはその加工品又は採取した卵</u>が販売されることによって違法捕獲<u>又は</u>捕獲物の不適切な処理が増加し個体数の急速な減少を招く等、その保護に重大な支障を及ぼすおそれのあるものでないこと。</p> <p>(2) 許可の条件 <u>ヤマドリ</u>の販売許可証を交付する場合に付す条件は、販売する鳥獣の数量、所在地及び販売期間、販売した鳥獣を放鳥獣する場所(同一地域個体群) <u>等</u>とする。</p> <p><u>オオタカ</u>の販売許可証を交付する場合に付する条件は、<u>販売する鳥獣の数量は現に保有する数量に限定すること、販売する鳥獣に足環を装着させること等とする。</u></p>	<p>36種<u>及び</u>ドバト、ウソ、オナガについては鳥獣捕獲等許可権限を市町村長に移譲する。市町村長は捕獲許可等に当たっては、法、規則及び本計画に従って適切に事務を遂行しなければならない。また、第二種特定鳥獣管理計画を作成している鳥獣については、原則として計画期間中は移譲しない。</p> <p>また、特定外来生物について、地域の生息状況に応じた捕獲を進めるため、生息が見られる市町村からの要望がある場合は、鳥獣の捕獲等許可の権限を移譲することとする。</p> <p>3-3 鳥類の飼養登録 (略)</p> <p>3-4 販売禁止鳥獣等 (1) 許可の考え方 販売禁止鳥獣等の販売許可に当たっては、<u>次のいずれにも該当する場合に許可するものとする。</u></p> <p>ア 販売の目的が規則第23条に規定する目的に適合すること。</p> <p>イ 捕獲した<u>ヤマドリの食用品としての販売等</u>、販売されることによって違法捕獲<u>や</u>捕獲物の不適切な処理が増加し個体数の急速な減少を招く等、その保護に重大な支障を及ぼすおそれのあるものでないこと。</p> <p>(2) 許可の条件 販売許可証を交付する場合に付す条件は、販売する鳥獣の数量、所在地及び販売期間、販売した鳥獣を放鳥獣する<u>場合の</u>場所(同一地域個体群) <u>など</u>とする。</p>

新	旧
<p>3-5 住居集合地域等における麻酔銃猟の実施に当たっての留意事項 <u>生活環境に係る被害の防止の目的で住居集合地域等において麻酔銃猟をする場合については、捕獲許可のほか、法第38条の2第1項の規定による県知事の許可を得るとともに、麻酔薬の種類及び量により危険猟法に該当する場合においては、法第37条の規定による環境大臣の許可を得る。</u></p> <p>第5 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域、猟区及び指定猟法禁止区域に関する事項 (略)</p> <p>第6 特定計画の作成に関する事項 1 特定計画の作成に関する方針 第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画は、科学的・計画的な保護又は管理を広域的・継続的に推進することにより人と鳥獣との適切な関係の構築に資することを目的として作成する。 第一種特定鳥獣保護計画の対象とする鳥獣は、生息数の著しい減少又は生息地の範囲の縮小、生息環境の悪化や分断等により地域個体群としての絶滅のおそれが生じている鳥獣であって、生物多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から当該鳥獣の地域個体群の安定的な維持及び保護を図りつつ、当該鳥獣の生息数を適正な水準に増加させ、若しくはその生息地を適正な範囲に拡大させる、又はその生息数の水準及びその生息地の範囲を維持する必要があると認められるものとする。 第二種特定鳥獣管理計画の対象とする鳥獣は、生息数の著しい増加又は生息地の範囲の拡大により、顕著な農林水産業被害等の人とのあつれきが深刻化している鳥獣、生態系のかく乱を引き起こしている鳥獣等であって、生物の多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、長期的な観点から当該鳥獣の地域個体群の安定的な維持を図りつつ、当該鳥獣の生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させる必要があると認められるものとし、本県においてはニホンジカ、ニホンザル及びイノシシを対象とする。</p>	<p>第5 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域、猟区及び指定猟法禁止区域に関する事項 (略)</p> <p>第6 特定計画の作成に関する事項 1 特定計画の作成に関する方針 第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画は、科学的・計画的な保護又は管理を広域的・継続的に推進することにより人と鳥獣との適切な関係の構築に資することを目的として作成する。 第一種特定鳥獣保護計画の対象とする鳥獣は、生息数の著しい減少又は生息地の範囲の縮小、生息環境の悪化や分断等により地域個体群としての絶滅のおそれが生じている鳥獣であって、生物多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から当該鳥獣の地域個体群の安定的な維持及び保護を図りつつ、当該鳥獣の生息数を適正な水準に増加させ、若しくはその生息地を適正な範囲に拡大させる、又はその生息数の水準及びその生息地の範囲を維持する必要があると認められるものとする。 第二種特定鳥獣管理計画の対象とする鳥獣は、生息数の著しい増加又は生息地の範囲の拡大により、顕著な農林水産業被害等の人とのあつれきが深刻化している鳥獣、生態系のかく乱を引き起こしている鳥獣等であって、生物の多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、長期的な観点から当該鳥獣の地域個体群の安定的な維持を図りつつ、当該鳥獣の生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させる必要があると認められるものとし、本県においてはニホンジカとニホンザルを対象とする。</p>

新

なお、計画の対象とする地域個体群が、本県の行政界を越えて分布する場合にあっては、関係する都県と協議・調整を行う。

	計画作成年度	計画作成の目的	対象鳥獣の種類	計画の期間	対象区域
第1次	平成14年度	適切な保護管理	ニホンジカ	平成15～18年度	県央、湘南、足柄上
			ニホンザル	平成15～18年度	県央、湘南、足柄上、西湘
第2次	平成18年度	適切な保護管理	ニホンジカ	平成19～23年度	県央、湘南、足柄上、西湘
			ニホンザル	平成19～23年度	県央、湘南、足柄上、西湘
第3次	平成23年度 (平成27年5月29日に管理計画に変更)	適切な保護管理 (変更に伴い適切な管理に変更)	ニホンジカ	平成24～28年度	県央、湘南、足柄上、西湘
			ニホンザル	平成24～28年度	県央、湘南、足柄上、西湘
第4次	平成28年度	適切な管理	ニホンジカ	平成29～33年度	県央、湘南、県西
			ニホンザル	平成29～33年度	県央、湘南、県西

計画作成年度	計画作成の目的	対象鳥獣の種類	計画の期間	対象区域
平成30年度	適切な管理	イノシシ	平成30～33年度	神奈川県全域

2 実施計画の作成に関する方針

(略)

第7 希少鳥獣及び外来鳥獣等に関する事項

(略)

第8 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項

(略)

1 基本方針

(略)

旧

なお、計画の対象とする地域個体群が、本県の行政界を越えて分布する場合にあっては、関係する都県と協議・調整を行う。

	計画作成年度	計画作成の目的	対象鳥獣の種類	計画の期間	対象区域
第1次	平成14年度	適切な保護管理	ニホンジカ	平成15～18年度	県央、湘南、足柄上
			ニホンザル	平成15～18年度	県央、湘南、足柄上、西湘
第2次	平成18年度	適切な保護管理	ニホンジカ	平成19～23年度	県央、湘南、足柄上、西湘
			ニホンザル	平成19～23年度	県央、湘南、足柄上、西湘
第3次	平成23年度 (平成27年5月29日に管理計画に変更)	適切な保護管理 (変更に伴い適切な管理に変更)	ニホンジカ	平成24～28年度	県央、湘南、足柄上、西湘
			ニホンザル	平成24～28年度	県央、湘南、足柄上、西湘
第4次	平成28年度	適切な管理	ニホンジカ	平成29～33年度	県央、湘南、県西
			ニホンザル	平成29～33年度	県央、湘南、県西

2 実施計画の作成に関する方針

(略)

第7 希少鳥獣及び外来鳥獣等に関する事項

(略)

第8 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項

(略)

1 基本方針

(略)

新

旧

2 鳥獣の生態に関する基礎的な調査

(1)～(5)

(略)

(6) 第二種特定鳥獣生息状況調査

ア 調査の概要

ニホンジカ、ニホンザル及びイノシシについて、第二種特定鳥獣管理計画に基づいて、生息状況、生息環境、被害状況及び対策状況など管理事業に必要なモニタリングを行い、管理事業の実施及び効果検証等に活用する。

イ 調査計画

対象鳥獣名	調査年度	調査方法・内容	備考
ニホンジカ	29～33	生息状況調査：捕獲情報等による分布調査、区画法や糞塊法等による生息密度調査等を行う。 生息環境調査：植生保護柵の内外の林床植生の植被率等の植生の調査を定点で行う。 被害状況調査：農作物被害額、被害面積等の情報を収集する。	
ニホンザル		生息状況調査：地域個体群の群れ数、個体数、行動域、分派の有無等の調査を行う。 被害状況調査：農作物被害額、被害面積等の情報を収集する。 対策状況調査：群れ管理、被害防除対策、生息環境整備などの対策の状況を把握する。	
イノシシ	30～33	生息状況調査：捕獲情報等による生息メッシュの把握を行う。 被害状況調査：農作物被害額、被害面積等の情報を収集する。	

3 法に基づく諸制度の運用状況調査

(略)

第9 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項

(略)

第10 その他

1～4

(略)

2 鳥獣の生態に関する基礎的な調査

(1)～(5)

(略)

(6) 第二種特定鳥獣生息状況調査

ア 調査の概要

ニホンジカ及びニホンザルについて、第二種特定鳥獣管理計画に基づいて、生息状況、生息環境、被害状況及び対策状況など管理事業に必要なモニタリングを行い、管理事業の実施及び効果検証等に活用する。

イ 調査計画

対象鳥獣名	調査年度	調査方法・内容	備考
ニホンジカ	29～33	生息状況調査：捕獲情報等による分布調査、区画法や糞塊法等による生息密度調査等を行う。 生息環境調査：植生保護柵の内外の林床植生の植被率等の植生の調査を定点で行う。 被害状況調査：農作物被害額、被害面積等の情報を収集する。	
ニホンザル		生息状況調査：地域個体群の群れ数、個体数、行動域、分派の有無等の調査を行う。 被害状況調査：農作物被害額、被害面積等の情報を収集する。 対策状況調査：群れ管理、被害防除対策、生息環境整備などの対策の状況を把握する。	

3 法に基づく諸制度の運用状況調査

(略)

第9 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項

(略)

第10 その他

1～4

(略)

新	旧
<p>5 普及啓発</p> <p>(1) 鳥獣の保護及び管理についての普及啓発等</p> <p>鳥獣は、自然の大切な構成要素であり、保護が必要であるとともに、鳥獣による農林水産業被害や生活被害、生態系被害を防止し、人と鳥獣の適切な関係を築いていくために、捕獲も含めた管理が必要であることについて、市町村や関係団体等と連携して普及啓発を行う。</p> <p>鳥獣の保護については、探鳥会や愛鳥週間用ポスター原画の募集、野生動物保護モデル校の指定などを行い、市町村、学校、関係団体等の協力のもと、普及啓発を図る。</p> <p>鳥獣の管理については、第二種特定鳥獣（ニホンジカ・ニホンザル・<u>イノシシ</u>）やアライグマをはじめとした外来鳥獣などに関する対策やその必要性等について、ホームページやリーフレット等により県民に情報提供するとともに、生物多様性の保全や野生鳥獣と人間の棲み分けに向けた野生鳥獣の適切な管理の必要性についての周知を図る。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>参考資料 1～3 (略)</p>	<p>5 普及啓発</p> <p>(1) 鳥獣の保護及び管理についての普及啓発等</p> <p>鳥獣は、自然の大切な構成要素であり、保護が必要であるとともに、鳥獣による農林水産業被害や生活被害、生態系被害を防止し、人と鳥獣の適切な関係を築いていくために、捕獲も含めた管理が必要であることについて、市町村や関係団体等と連携して普及啓発を行う。</p> <p>鳥獣の保護については、探鳥会や愛鳥週間用ポスター原画の募集、野生動物保護モデル校の指定などを行い、市町村、学校、関係団体等の協力のもと、普及啓発を図る。</p> <p>鳥獣の管理については、第二種特定鳥獣（ニホンジカ・ニホンザル）やアライグマをはじめとした外来鳥獣などに関する対策やその必要性等について、ホームページやリーフレット等により県民に情報提供するとともに、生物多様性の保全や野生鳥獣と人間の棲み分けに向けた野生鳥獣の適切な管理の必要性についての周知を図る。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>参考資料 1～3 (略)</p>

新

4 狩猟鳥獣 48 種

区分	狩猟鳥獣の種類
鳥類 28 種	カワウ、ゴイサギ、マガモ、カルガモ、コガモ、ヨシガモ、ヒドリガモ、オナガガモ、ハシビロガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ、スズガモ、クロガモ、エゾライチョウ(*)、ヤマドリ(亜種コシジロヤマドリを除く)、キジ、コジュケイ、バン、ヤマシギ、タシギ、キジバト、ヒヨドリ、ニュウナイスズメ、スズメ、ムクドリ、ミヤマガラス、ハシボソガラス、ハシブトガラス
獣類 20 種	タヌキ、キツネ、ノイヌ、ノネコ、テン(亜種ツシマテンを除く)、イタチ(オスに限る。)、チョウセンイタチ、ミンク、アナグマ、アライグマ、ヒグマ(*)、ツキノワグマ、ハクビシン、イノシシ、ニホンジカ、タイワンリス、シマリス、ヌートリア、ユキウサギ(*)、ノウサギ

注1 下線は、神奈川県レッドデータ生物調査報告書(平成18年7月発行)で絶滅危惧種又は減少種に指定されている種

注2 (*)は神奈川県で生息が確認されていない種

5 捕獲許可権限を市町村に移譲した鳥獣 39 種

区分	鳥獣の種類
鳥類 25 種	ゴイサギ、マガモ、カルガモ、コガモ、ヨシガモ、ヒドリガモ、オナガガモ、ハシビロガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ、スズガモ、クロガモ、キジ、コジュケイ、バン、キジバト、ヒヨドリ、スズメ、ムクドリ、ミヤマガラス、ハシボソガラス、ハシブトガラス、ドバト、ウソ、オナガ
獣類 14 種	タヌキ、ノイヌ、ノネコ、テン(亜種ツシマテンを除く)、チョウセンイタチ、ミンク、アナグマ、アライグマ、ハクビシン、イノシシ、タイワンリス、シマリス、ヌートリア、ノウサギ

6 鳥獣による被害状況
(略)

7 被害対策の取組状況

鳥獣による農業被害・生活被害対策については、被害が発生している地域の実情に応じて、捕獲や追い払い、防護柵の設置、誘引要因の除去などを適切に組み合わせて実施することが効果的であることか

旧

4 狩猟鳥獣 48 種

区分	狩猟鳥獣の種類
鳥類 28 種	カワウ、ゴイサギ、マガモ、カルガモ、コガモ、ヨシガモ、ヒドリガモ、オナガガモ、ハシビロガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ、スズガモ、クロガモ、エゾライチョウ(*)、ヤマドリ(亜種コシジロヤマドリを除く)、キジ、コジュケイ、バン、ヤマシギ、タシギ、キジバト、ヒヨドリ、ニュウナイスズメ、スズメ、ムクドリ、ミヤマガラス、ハシボソガラス、ハシブトガラス
獣類 20 種	タヌキ、キツネ、ノイヌ、ノネコ、テン(亜種ツシマテンを除く)、イタチ(オスに限る。)、チョウセンイタチ(オスに限る。)、ミンク、アナグマ、アライグマ、ヒグマ(*)、ツキノワグマ、ハクビシン、イノシシ、ニホンジカ、タイワンリス、シマリス、ヌートリア、ユキウサギ(*)、ノウサギ

注1 下線は、神奈川県レッドデータ生物調査報告書(平成18年7月発行)で絶滅危惧種又は減少種に指定されている種

注2 (*)は神奈川県で生息が確認されていない種

5 捕獲許可権限を市町村に移譲した鳥獣 39 種

区分	鳥獣の種類
鳥類 25 種	ゴイサギ、マガモ、カルガモ、コガモ、ヨシガモ、ヒドリガモ、オナガガモ、ハシビロガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ、スズガモ、クロガモ、キジ、コジュケイ、バン、キジバト、ヒヨドリ、スズメ、ムクドリ、ミヤマガラス、ハシボソガラス、ハシブトガラス、ドバト、ウソ、オナガ
獣類 14 種	タヌキ、ノイヌ、ノネコ、テン(亜種ツシマテンを除く)、チョウセンイタチ(オスに限る。)、ミンク、アナグマ、アライグマ、ハクビシン、イノシシ、タイワンリス、シマリス、ヌートリア、ノウサギ

6 鳥獣による被害状況
(略)

7 被害対策の取組状況

鳥獣による農業被害・生活被害対策については、被害が発生している地域の実情に応じて、捕獲や追い払い、防護柵の設置、誘引要因の除去などを適切に組み合わせて実施することが効果的であることか

新	旧
<p>ら、県としては、市町村が行う捕獲や防護柵の設置に対して財政的な支援を行うとともに、<u>かながわ鳥獣被害対策支援センターにより</u>技術的な支援を行うほか、各地域県政総合センターに設置した地域鳥獣対策協議会において、管内市町村や関係団体等と各地域の実情に応じた被害対策の検討・協議を行っている。また、県は、丹沢山地の植生劣化が見られる地域で植生回復のためのニホンジカの管理捕獲等を行っている。</p> <p>8～10 (略)</p>	<p>ら、県としては、市町村が行う捕獲や防護柵の設置に対して財政的な支援を行うとともに、<u>各地域に鳥獣被害防除対策専門員を配置して</u>技術的な支援を行うほか、各地域県政総合センターに設置した地域鳥獣対策協議会において、管内市町村や関係団体等と各地域の実情に応じた被害対策の検討・協議を行っている。また、県は、丹沢山地の植生劣化が見られる地域で植生回復のためのニホンジカの管理捕獲等を行っている。</p> <p>8～10 (略)</p>